

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和59年度 昭和62年度 平成8年度 平成15年度 平成21年度 平成26年度 令和元年度 令和6年度

扶桑町農業振興地域整備計画書

令和7年3月

愛知県丹羽郡扶桑町

目 次

ページ

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	3
ウ 特別な用途区分の構想	3
2 農用地利用計画変更の基本方針	4
(1) 農用地利用計画変更の留意事項	4
(2) 農用地区域変更の具体的基準	4
3 農用地利用計画	5

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向	7
2 農用地等保全整備計画	7
3 農用地等の保全のための活動	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向10
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画10
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動10
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連10

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標11
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策11
- 3 農業従事者就業促進施設11
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連11

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標12
 - (1) 安全性12
 - (2) 保健性12
 - (3) 利便性12
 - (4) 快適性13
 - (5) 文化性13
- 2 生活環境施設整備計画14
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連14
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連14

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号；該当なし）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号；該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号；該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号；該当なし）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図（付図7号）
- 8 表示の手段としての平面図（付図8号）

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域15
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域15
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域15
- (2) 用途区分16

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は愛知県の北西部に位置し、木曾川を挟んで岐阜県各務原市と接し、県内は犬山市、江南市、大口町と隣接しており、名古屋市中心部へは約20kmの距離にある。

農地のほとんどが平坦な木曾川沖積層であり、肥沃な農地となっている。水田が東部に、畑地在西北部に比較的まとまって保全され、畑地については根菜類の生産適地となっている。

土地は、町民生活や産業活動の基盤となる大切なものであり、土地利用の在り方は町の姿や将来の発展方向に大きな影響を及ぼす重要なものであることから、効率的で秩序ある土地利用に努める必要がある。このため、第5次扶桑町総合計画後期基本計画に基づく土地利用構想により、本町の地域特性を総合的に勘案しつつバランスのとれた土地利用を計画的に推進する。

本地域内における土地利用については、名古屋市近郊の優位な立地条件にあることから、都市的土地利用への用途の移転が進み、今後とも住宅、商工業等の土地需要の増大が見込まれる。特に、町の東部には東海地方と飛騨・北陸地方を結ぶ物流の大動脈である国道41号が南北に走っており、本地域から自動車約15分の小牧インターチェンジを経由して、東名・名神高速道路及び東海北陸自動車道等の高速道路により関東・阪神・北陸方面へ接続し、交通アクセスの利便性に優れている。令和5年度に6車線化事業が完了した国道41号沿いの高雄東部地区の土地利用については、第5次扶桑町総合計画後期基本計画において「産業流通ゾーン」と位置付けられており、立地ポテンシャルを活かし、将来を見据えた都市活力の向上を図るために、産業集積による新たな産業用地や雇用創出につながる新たな産業流通ゾーンの形成を図る。

一方、農業的土地利用については減少傾向にあり、今後も減少が見込まれるが、農地は農業の基礎的な資源であるため、他用途への転用に対しては慎重に対応することとし、農用地区域内の優良農地の保全を基本に将来において必要な農業生産の確保に努める。

農業振興地域内における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は、以下のとおりである。

単位：ha・%

	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	245	38	1	0	5	1	396	61	647	100
目標 (令和10年)	235	36	1	0	5	1	406	63	647	100
増減	△10	△2	—	—	—	—	10	2	—	—

(注) 面積は、令和6年度 扶桑町固定資産概要調書「第2表 総括表」に記載の令和6年1月1日時点の面積値による。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 245haのうち、おおむね次に掲げる農用地 a～d を除く農用地 131ha について、農用地区域を設定する。

- a 集落区域（連接集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ区域）内に介在する農用地

該当農用地面積 約 88.5ha

- b 自然的な条件等からみて農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

小淵字西島、小淵字中島、小淵字郷東の一団の畑 約 3.5ha

- c 10ha に満たない規模の農用地の集団で、集落周辺にあり、今後宅地化が見込まれる農用地

該当農用地面積 約 11.9ha

- d 都市マスタープランにおいて、都市拠点の一つである健康福祉交流拠点とされている農用地

該当農用地面積 約 10.1ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内については設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内における農用地は約131haである。その内訳は田47%、畑53%であり、土地改良事業による基盤整備が完了している。田については引き続き水稻を主体とし、畑については露地野菜を主体として施設野菜等の利用も図る。今後においても引き続き農用地区域内の道路及び用排水の維持に努め、農用地の効率的利用を推進する。

農用地区域内における用途区分別面積は、次のとおりである。

単位：ha

	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
東部地区 (A)	82	—	—	0	82
西部地区 (B)	63	—	—	0	64
計	145	—	—	1	146

- (注) 1 「0」：単位に満たないもの（0.5ha未満）
2 「—」：調査は行ったが皆無であるもの
3 面積は、平成26年度の図上計測面積より、それ以後の個別除外の面積を除いた値。
4 農地の面積は、農用地及びその他の土地利用（道路、水路等）を含む

イ 用途区分の構想

(ア) 東部地区（付図1号 A-1・A-2）

当地区の入鹿用水系に属する平坦な約58haの田については、集団化されており、大型機械に対応する条件を備えている。国道41号沿いの一部地域は、第5次扶桑町総合計画後期基本計画において「産業流通ゾーン」として位置付けられ、立地ポテンシャルを活かし、将来を見据えた都市活力の向上を図るために、産業集積による新たな産業用地や雇用創出につながる新たな産業流通ゾーンの形成を図る。

国道41号沿いの約27.2haの区域及び約19.5haの区域は、都市計画法第34条第12号の規定による「愛知県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第4条の対象となっている。

(イ) 西部地区（付図1号 B-1・B-2・B-3）

当地区の丹羽用水に沿った帯状の約3haの田については、水利条件も整備されているため、引き続き田として利用を進める。

木曾川沖積層によって形成された平坦な約53haの畑は、根菜類の栽培に適している。とりわけ、守口大根は本地域の特産野菜であり、今後もほ場の集団性の維持に努め、併せて施設野菜等への利用を図るなど農用地の効率的利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画変更の基本方針

農用地利用計画は、農業振興の基盤となるべき農業用地の確保、農業基盤整備の計画的な実施及びその効果の維持保全を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用計画を定めるもので、農業振興地域整備計画の根幹をなすものである。したがって、この計画の変更にあたっては、十分な調整と慎重な配慮が求められるため、次のとおり実施するものとする。

(1) 農用地利用計画変更の留意事項

- ・ 令和5年3月に策定した第5次扶桑町総合計画後期基本計画（2023～2027年度）との整合が図られていること。
- ・ 非農業部門からの影響に対しては、農業・農村との調和を前提に、農業振興を損なわない範囲において、地域の実情に応じた計画的な誘導が図られたものであること。とりわけ、住宅地との土地利用の混在が相当程度進んだと見られる町西部地区内等においては、隣接する農業的土地利用への特段の配慮がされるよう調整を図るものとする。
- ・ 現に農用地として整備・保全されている農用地区域内の土地については、引き続き農用地区域とする。
- ・ 農用地として将来にわたって保全していくことが困難又は不相当と考えられる土地については、他の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、利用上の支障が軽微である場合は、農用地区域からの除外を検討する。
- ・ 変更計画は、地域農業者及び農業関係団体等の意向を尊重したものであること。

(2) 農用地区域変更の具体的基準

(ア) 編入

次のいずれかの条件を満たす土地を農用地区域への編入に努める。

- ① 概ね10ha以上の集団的農用地で、営農状況もよく、将来にわたって保全することが望ましい土地
- ② 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が完了又は施工中、若しくは計画されている土地
- ③ 農業用施設用地のうち、①又は②の土地に介在又は隣接するもので、①又は②の土地と一体的に保全する必要のあるもの、若しくは2ha以上の規模の農業用施設用地
- ④ 特産野菜の生産団地の形成など、本地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地
- ⑤ 地域計画に含まれる土地

(イ) 除外

次のいずれかの条件を満たす土地を農用地区域からの除外を検討する。

- ① 集落に介在する土地
 - ・ 過去20年以上農業生産基盤整備事業が行われておらず、住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難と考えられるおおむね20a未満の居宅等と混在した集落介在地で、除外後における周辺の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、その利用上の支障が軽微である土地
- ② 近代化を図ることが相当でない次の全てを満たす土地

- ・ その土地の位置、地形等の自然的な条件、その他、地形・水利・区画・接道条件等の営農条件が悪いなど生産性が低く効率的な近代的農業が営めないと認められる土地
 - ・ 過去30年以上農業生産基盤整備事業が実施されておらず、将来においても計画のない土地
 - ・ 除外後における周辺の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、その利用上の支障が軽微である土地
- ③ 随時に発生する開発事業計画のある土地
- ・ 計画的な公用・公共用施設のうち、事業化の段階に至った事業及び民間による具体的な非農業的開発事業で、その必要性・緊急性が認められ、農用地区域除外のための法定要件の全てを満足し、かつ必要となる他法令等の許認可の見込みが明らかな土地

(注)：除外する面積の基準をおおむね20aとした理由は、町内の整備済ほ場の区画が20～30aであることを考慮し、これを下回る面積としたことによる。

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内にある現況農用地は245haであり、その内訳は田71ha、畑174haである。昭和37年から土地改良区による耕地整備事業が施工されたのを始め、かんがい排水事業、農道整備事業等が順次実施され、農業生産基盤の整備はほぼ完了している。今後は、既設の道路及び用排水路の維持管理をすることにより農用地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域内は住宅の建築、事業所、商業施設等の進出が今後もさらに見込まれる一方、農業従事者の高齢化や農家世帯の兼業化が進行する中で、農地の無秩序な廃や耕作放棄地増加が危惧されている。したがって、国営・県営等によって整備された優良農地等を中心として、保全すべき区域を明らかにした上で区域内の耕作放棄地の発生防止・解消に努めるものとする。このため、土地所有者等の理解と協力を得て、地域農業の担い手への農用地利用集積を進める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲(ha)		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
国営総合農地防災事業	導水路 9,800m 用水路 10,600m	愛知県 13市 5町	9,307	No.1	新濃尾(二期) 平成19年度～ 令和9年度
県営水質保全対策事業	用水路 6,351m	扶桑町 江南市 大口町	36	No.2	昭和用水地区 平成29年度～ 令和10年度
県営用排水施設整備事業	排水路 6,200m	扶桑町 犬山市 江南市	21.3	No.3	丹羽排水地区 令和3年度～ 令和10年度

(注) 農用地等保全整備計画図(付図3号)参照

3 農用地等の保全のための活動

優良農用地として保全すべき区域における荒廃農地の発生防止・解消については、農業委員会の定期的な農地パトロール(利用状況調査)を通じて地権者への啓発に努め、併せて利用意向調査を行い、農地中間管理事業により地域農業の担い手に農用地の利用集積を推進するものとする。また、農地が持つ多面的機能を支えるため、今後も地域ぐるみで農用地等の保全に努めていくものとする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、町内の優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

	年間農業所得	一人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円	概ね1,800時間
	※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）≒400万円	
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円	概ね2,000時間
	※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1200万円余り）÷5年間≒250万円	

(注) 扶桑町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和5年9月）による。

農業経営目標については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえ、次のとおりとする。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹 経営体	露地野菜 (守口大根主体) 従事者数 家族 2人 他雇用0.3人	経営面積 5.5ha	ゴボウ 1.0ha 守口大根 1.0ha 春ダイコン 1.0ha 緑肥 1.0ha 秋冬ダイコン 1.5ha	1	2.8ha
	施設園芸(花き) 従事者数 家族 2人	経営面積 0.35ha	シコンノボタン0.10ha ガーベラ 0.10ha ゼラニウム 0.10ha その他 0.05ha	1	—

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
ステップ アップ 経営体	露地野菜 (守口大根主体) 従事者数 家族 2.5人 他雇用 2人	経営面積 9.8ha	ゴボウ 2.5ha 守口大根 2.0ha 春ダイコン 1.8ha 緑肥 1.5ha 秋冬ダイコン 2.0ha	2	4.9ha
	露地野菜 (ダイコン主体) 従事者数 家族 2.5人 常雇用 1人 他雇用 2人	経営面積 14.0ha	春ダイコン 3.0ha 秋ダイコン 3.0ha 春ニンジン 2.0ha 秋ニンジン 2.0ha 緑肥 2.0ha キャベツ 2.0ha	1	7.0ha
	水稲+露地野菜 従事者数 家族 3人 常雇用 4人 他雇用 1人	経営面積 46.0ha	水稲 15.0ha 大麦 15.0ha 作業委託 5.0ha 露地野菜 11.0ha (内訳) 春ダイコン 2.0ha 秋冬ダイコン 4.0ha 秋冬ニンジン 2.0ha 春ニンジン 1.0ha その他 2.0ha	1	23.0ha

(注) 扶桑町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(令和5年9月)による。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

認定農業者を中心として効率的かつ安定的な農業経営を展開することとし、「地域計画」の「地域内の農業を担う者」に認定農業者を位置づけ、とりわけ水稲、麦作等の土地利用型農業にあっては農用地の利用集積による規模拡大の必要があり、農業委員会や愛知北農業協同組合との連携及び農地中間管理機構の活用により農地の流動化を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本地域は担い手不足から農地を手放す農家も多く、また農業の継続が困難な農家も多い。したがって、農業委員等による掘り起こし活動の強化や農地中間管理機構の活用を行い、農地の貸し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付ける方策を通じて、農地の利用集積を進める。

また、地域で生産された農産物を地域で消費するとともに、生産と消費を結びつけ、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係作りを行いながら特産品の販路拡大や地域活性化を目指すための取組として、「地産地消」を推進していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域は、既に必要な近代化施設はほぼ整備済みである。当面は新たな投資を抑制し、既存の近代化施設を有効利用するものとする。

2 農業近代化施設整備計画

本地域は、既に必要な近代化施設はほぼ整備済みである。ライスセンターについては、愛知北農業協同組合管内において施設の相互間利用が可能となっているものの、施設の老朽化に伴い、その他の近代化施設と同様に今後の利用体制について検討していくことが必要である。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化及び農業従事者の減少が進行する本地域にあつて、新規就農者の育成・確保はもとより、既存の農業従事者のさらなる意欲を引き出し、魅力ある農業を目指すことが急務となっている。したがって、農業の魅力について情報を発信するとともに、新規就農希望者への情報提供を行い、既存の農業従事者には農業経営・技術に関する知識及び営農資金や農地取得に関する知識の習得を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者に対しては、営農設計の作成指導や経営開始に当たっての支援資金等の相談・活用の濃密な指導を行い、併せて農業者の教育施設や営農知識の習得についての情報提供等を行う。

青年農業者に対しては、地域活動へのより積極的な取組と技術改良・経営改善等についての自主的な研究活動が行えるよう指導・支援する。

高齢就農者等についても、個々の条件を踏まえた的確な指導・支援を行い、就農の定着を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は名古屋市から約20kmの距離に立地し、町の中央部を名鉄犬山線が南北に縦貫し、扶桑駅から名古屋駅まで急行で約25分と公共鉄道交通の便もきわめて良く、国道41号など交通条件に恵まれていることから、農家世帯においても安定した就労の場が確保されてきたが、昨今の経済動向に鑑み、農業従事者の農業以外の就業機会は必ずしも安定した見通しがあるとはいえない。このため、新たな就業機会の創出に努めるものとする。

単位：人

I	II	従 業 地								
		市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	7	8	15	19	22	41	26	30	56
自 営 兼 業	—	1	1	2	4	4	8	5	5	10
出 稼 ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	—	—	—	—	1	1	2	1	1	2
総 計	—	8	9	17	24	27	51	32	36	68

(注) 農林業センサス(令和2年)、市町村内と市町村外は国勢調査(令和2年)の就業地割合の按分による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の多くは他に安定した就業の場を確保しているとみられるが、これら既存の就業機会に頼ることなく、名古屋市近郊の立地優位性を活用し、扶桑町都市計画マスタープランにおいて、国道41号沿いの高雄東部地区を「産業流通ゾーン」として設定し、地区計画等による基盤整備も視野に入れ、雇用創出に繋がるまちづくりを推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

自然災害から町民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、扶桑町地域防災計画の適時見直しを図るとともに、資機材整備の支援や訓練、研修、講習会などを通して地域における自主防災組織の強化育成を図る。

南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念されているため、非常食や防災資機材の充実を図り、メールや防災行政無線を活用した防災関係情報の迅速な提供を行うための体制を充実する。また、扶桑町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震性向上を図り、地震による被害軽減対策を推進する。

河川などの流下能力不足により浸水被害が生じていることを受け、浸水対策として河川などの改修、雨水利用貯留施設設置費等の補助金事業を継続するとともに、県を始め関係する河川流域の市町と連携を図り総合的な治水対策を推進する。

消防体制については、丹羽広域事務組合消防本部及び扶桑出張所で対応がなされており、消防施設や設備、資機材の整備とともに、消防団員の確保や訓練・研修等の充実など消防力の強化を図る。

交通安全及び防犯については、事故の多発箇所や危険性が高い箇所について、警察に信号機や横断歩道等の設置を要望するほか、道路照明灯、カーブミラー等の交通安全施設や防犯施設の設置を進めるとともに、各地域で自主的な活動を行う防犯パトロール隊やスクールガード、交通少年団等に情報及び啓発資材等の提供を行い、地域ぐるみの交通安全・防犯活動を推進する。

(2) 保健性

保健医療については、各種検診・指導・教育等の内容の充実を図り、健康維持、病気の予防に努める。

ごみ処理については、現在稼働している江南丹羽環境管理組合環境美化センターの老朽化への対応とともに環境性能の向上を図るため、犬山市・江南市・大口町・扶桑町の2市2町で尾張北部環境組合を設立し、令和10年度（2028年度）の供用開始を目指して新ごみ処理施設の整備を進めており、整備後にはこの施設において適切な処理を推進する。

上水道については、昭和47年の給水開始から既に半世紀以上が経過するため、老朽管の更新や漏水多発路線の配水管敷設替工事を計画的に進めるとともに、安心して利用できる水道水の安定供給に向けて、上水道事業の財政基盤の強化と水源施設等の整備を図る。

下水道は、全体計画約413haのうち市街化区域405haを優先的に整備しており、令和5年度末には下水道処理人口普及率52.7%となっている。下水道事業計画区域外の地域においては、し尿汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

(3) 利便性

交通の利便性は生活環境の重要な要素であるため、町の発展を支えてきた名鉄犬山線沿いの扶桑駅、柏森駅周辺の地域中心拠点へのアクセス道路を維持管理するとともに、幹線道路を基軸とする総合的なまちづくりの拠点形成のため、生活道路の整備も推進する。

幹線道路である国道41号は、平成25年度から6車線化事業が進められ、令和5年度に完了した。また、(仮称)新愛岐大橋の整備も事業決定しており、周辺道路における新たな整備が必要となる。

地域情報化については、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワークを活用した電子自治体を構築し、多様な住民サービスの提供に取り組むとともに、町民への情報公開を推進する。

(4) 快適性

公園・緑地は、災害時の避難場所や救援活動の拠点としての役割を担うことが期待され、町民参加による整備・管理の推進が必要になっている。町民の意見や要望を参考にしながら、誰もが利用できるユニバーサルデザインを考慮した整備・再整備を推進する。

また、樹木の剪定や植栽・遊具の点検・保守等、公園・緑地の適正な管理を推進するとともに、アダプトプログラムを活用した町民との協働による公園づくりを進める。また、木曾川を始めとする水辺、緑地、農地等を保全し、地域に愛着と誇りを持てる良好な自然景観を形成する。

一方、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の福祉ニーズはさらに複雑、多様化することが予想されるため、総合福祉センター、サングリーンハウスなどの現施設のより一層の活用や、チョイソコふそうおよび他の公共交通による移動支援等、きめ細かな高齢者福祉対策の充実を図る。

子育て支援に対するニーズに対応するため、母子保健事業や子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業での相互扶助等の充実に努めるとともに、保育園の環境整備を図り、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努める。令和5年4月開館の児童センターひまわりでは、安心安全な子どもの居場所、子どもたちの交流の場、また子どもが様々な経験をできる機会を提供していく。

(5) 文化性

文化・芸能については、扶桑文化会館及び中央公民館が地域住民の文化創造活動の拠点になっており、近年では各種ワークショップを開催し、文化・芸術に直接触れる体験活動の実施に努めている。

また、文化財の保護と神楽囃子のような地域に根差した伝承文化の保存に努め、地域文化を支える町民活動やボランティアとの協働を進める。生涯学習については、それぞれの生涯学習関連施設の特色を生かしながら、町民ニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。また、図書館については、蔵書の充実とともにインターネットによる蔵書検索・予約サービスの普及を図る。

スポーツ活動は、個人の健康増進だけでなく地域の連帯意識達成のためにも極めて重要な活動となっている。しかし、本町の既存スポーツ施設は老朽化が進み、快適な施設利用に支障をきたしている。このため、扶桑町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の再編(統廃合、複合化、用途変更等)を進める。また、長寿命化計画(個別施設計画)の策定により「予防保全型の維持管理」を推進する。施設運営は、開館時間、開館日等を見直し、利用者の生活様式に合った施設を目指す。また、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等と協力し、子どもから高齢者までが日常的にスポーツに親しむ機会を拡大する。

- 2 生活環境施設整備計画
該当なし。
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし。
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連
該当なし。

第9 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号；該当なし）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号；該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号；該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号；該当なし）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図（付図7号）
- 8 表示の手段としての平面図（付図8号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地域・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	木津用水以東、市町村界で囲まれた地域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約68ha
A-2	市街化区域の境界線及び県道一宮犬山線以東と木津用水以西の市町村界で囲まれた区域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約14ha
B-1	大字小淵の江南市境界線以東の区域で町道草井犬山線、山那五郎丸線県道一宮犬山線の以北の区域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約18ha
B-2	町道草井犬山線及び山那五郎丸線以南の区域で、市街化区域及び県道斎藤羽黒線に囲まれた区域	付図1号に示す黄色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約36ha
B-3	県道斎藤羽黒線以南の区域で市街化区域と江南市境界線に囲まれた区域	付図1号に示す黄色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約10ha
計			約146ha

(注) 面積は、平成26年度の図上計測面積より、それ以後の個別除外の面積を除いた値。

イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

本地域については設定しない。

(2) 用途区分

下表の「地域・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地域・区域番号	用途区分
A-1	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
A-2	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
B-1	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
B-2	農地：付図1号に示す黄色の区域
B-3	農地：付図1号に示す黄色の区域

詳細は付図8号のとおり。